

横芝光町農業委員会 5月第2回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月8日(水) 午後4時～午後4時55分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (10名)

会長	4番 伊藤 靖雄
会長職務代理者	8番 伊藤 博明
委員	1番 小川 文彦
	3番 永野 邦子
	6番 花澤 成晃
10番 下高原 美津子	2番 川島 理昭
	5番 伊藤 直樹
	7番 向後 隆輝
	11番 伊藤 裕児

4. 欠席委員 9番 鈴木 茂樹 12番 秋葉 芳明

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和6年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第5 議案第4号

令和6年度第1回農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

日程第6 議案第5号

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

日程第7 議案第6号

令和6年最適化活動の目標の設定等（案）について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和6年5月第2回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日は、9番 鈴木 茂樹委員、12番 秋葉 芳明委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。 本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声) はい、ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。 5番 伊藤 直樹委員、11番 伊藤 裕児委員、2名にお願いします。 会議書記には、通常どおり事務局の布施主幹を指名いたします。 それでは、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和6年5月8日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、横芝字西境田の畠3筆、538m²です。

高齢のため農業ができない譲渡人から、空港騒音の関係で移転する譲受人の自宅の前で、経営規模拡大、耕作利便のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、とうもらこし、人参の作付けを予定しております。

2件目は、鳥喰下字桜前の田3筆、3,081m²です。

高齢のため農業ができない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ耕作利便のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しております。

3件目は、目篠字新堀前の田2筆、677m²です。

高齢のため農業ができない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ、経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しております。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明でございます。

議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終りました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番

11番 伊藤です。本件の申請地が、譲受人の自宅前であり、耕作利便であることから、売買により所有権移転をしようとする申請のため、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長

説明が終りましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、ありがとうございました。よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めますが、担当の秋葉委員は本日欠席でございます。事務局から何かござりますか。

事務局

本案件につきまして、秋葉芳明委員より説明を受けております。「隣接する農地を耕作している譲受人が耕作利便のため、売買により所有権を移転しようとする申請です。現地を確認したところ耕作してあり、問題ないと思われます。よろしくお願ひします」とのことでした。

議長

ありがとうございました。説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番

7 番 向後です。隣接する農地を耕作している譲受人が経営規模拡大のために、売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ、耕作しており問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年5月8日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の5条の許可申請は、2件です。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、尾垂イ字堀込の畝2筆、計1, 660m²です。

転用の目的は、堆肥場・コンポスト施設・車両置場用地となります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南東に約3.8kmの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域に該当し、用途は「農業用施設用地」と定められています。

譲受人は、養豚業を営む法人の認定農業者であり、事業規模を拡大するため、堆肥場やコンポストを増設するものです。

事業計画によると転用用途は、堆肥場の増設、コンポスト1基の追加、堆肥化に用いるダンプやローダーの車両置場となっています。

今回の申請地が、農地法第5条第2項第1号イに定める「農用地区域にある農地」に該当し、同条同項本文の規定による「農用地区域において指定された用途に供する」ことに該当することは明らかであると考えます。

なお、譲受人は令和4年度に同所にて、コンポスト1基と堆肥場を建設するため、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する敷地2a未満の農業用施設として届出を行っておりましたが、今回事業規模拡大のため、転用用途が2aを超えるため通常の農地法第5条申請となるので、本申請となりました。

敷地はコンクリート舗装をし、雑排水は発生しません。雨水は敷地奥を雨水浸透池として62m²確保し、漸次自然浸透させる計画です。

隣接する農地所有者へは事業について説明済です。

工事期間は、令和6年6月1日から令和6年9月30日までを予定しています。

土地代金、建設費等は、自己資金により賄う予定であり、預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しています。

続いて、申請2件目の土地は、横芝字原田の田6筆と畠5筆、計2,186m²です。

転用の目的は駐車場の一時転用となります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝駅から南西へ約700mの位置にあり、都市計画

法で定める「第1種住居地域」に該当することから、「第3種農地」と判断しました。

譲受人は、横芝光町を発注者とする横芝小学校改築工事を受注した共同企業体の代表で、令和5年8月末から一連の工事が開始されたところですが、校舎建設の進捗に伴い、工事関係者が増加し学校敷地内には車両を停めきれなくなることから近隣でまとまつた広い面積の土地を探したところ、本申請地が適地であったことから申請となりました。計画では普通車両を50台ほど駐車する予定となっています。

敷地には農地への復元が容易になるよう敷鉄板を敷く対応とします。排水は、雨水のみで側溝への流入処理で対応します。

近隣農地所有者へ事業内容の説明を行っており、意見はありませんでした。

工事期間は、令和6年6月1日から令和7年8月15日までを予定しています。

土地の賃借費用、整地費等は、自己資金により賄う予定であり、預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しています。

以上、議案第2号の説明でございます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終りました。

はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5番

5番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、農業用施設として、たい肥場とコンポスト1基が建っています。事業計画では、雨水以外に排水が出ないこと、また隣接農地所有者へ事業内容を説明し了解を得ていることから問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>
11番	11番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、耕作はなされておらず、雨水以外の汚水は発生せず、近隣農地所有者へ事業計画を説明してあることから問題はないと考えられます。よろしくお願ひします。
議長	説明が終わりましたので、2件目の案件についての質疑を許します。
3番	3番 永野です。横芝中学校建設関係者用と書かれていますが、横芝中学校から遠いですが。
議長	はい、事務局
事務局	失礼しました。訂正をお願いします。横芝小学校です。
議長	訂正をお願いします。小学校の車両駐車場です。他にありますでしょうか。 他に意見ありませんので質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
	続いて、日程第4 議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認

について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和6年度第2次農用地利用集積計画（案）が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年5月8日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定1件、再設定1件、中間管理機構設定が36件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、賃借権です。

新規設定は、谷台字西耕地の田1筆、991m²、期間は約6年間です。

次に再設定ですが、宮川字作間内、字入表の畠2筆、計3,555m²、期間は3年間です。

続いて、中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者と、利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、賃借権です。

1件目は、宮川字本田の田4筆、字入表の田1筆、字入後の田5筆、合計10筆、10,110m²、期間は約10年間です。

2件目は、宮川字入後の田1筆、601m²、期間は約10年間です。

3件目は、宮川字入後の田2筆、3,538m²、期間は約10年間です。

4件目は、虫生字びわだの田2筆、2,012m²、期間は約10年間です。権利は、使用賃借権です。

5件目は、虫生字びわだの田1筆、1,021m²、期間は約10年間です。権利は、使用賃借権です。

6件目は、宮川字作間内の田3筆、2,799m²、期間は約10年間です。

7件目は、小川台字角田の田3筆、字余州の田2筆、字浅間の田2筆、字三ヶ戸の田3筆、合計10筆、7,562m²、期間は約1

0年間です。

8件目は、坂田字新田前の田3筆、字境田の田3筆、栗山字伊古田の田1筆、合計7筆、5, 633m²、期間は約10年間です。

9件目は、於幾字南前の田3筆、字榎町の田4筆、坂田字町田の田2筆、字道籠の田4筆、合計13筆、8, 781m²、期間は約10年です。

10件目は、坂田字幸改田の田2筆、1, 420m²、期間は約10年間です。

11件目は、目篠字鉢田の畠4筆、5, 577m²、期間は5年間です。

12件目は、木戸字九割の田2筆、1, 337m²、期間は約10年間です。

13件目は、於幾字踊台の田1筆、字小沼の田1筆、字南前の田3筆、字札前の田2筆、字川口田の田7筆、字熱田の田4筆、字榎町の田2筆、合計20筆、12, 394.33m²、期間は約10年間です。

14件目は、於幾字橋本の畠1筆、2, 089m²、期間は10年間です。

15件目は、於幾字橋本の畠1筆、2, 089m²、期間は10年間です。

16件目は、於幾字西田の田1筆、字北沖下の田5筆、字大沼の田1筆、字仲沖下の田18筆、合計25筆、13, 669m²、期間は約10年間です。

17件目は、於幾字竹ノ後の田2筆、字小沼の田3筆、字南前の田1筆、字踊台の田1筆、字小沼の田1筆、字南前の田1筆、字札前の田3筆、字雨田の田3筆、坂田字町田の田1筆、字道籠の田1筆、合計17筆、15, 791m²、期間は約10年間です。

18件目は、於幾字南前の田5筆、字川口田の田2筆、字熱田の田3筆、坂田字道籠の田4筆、合計14筆、9, 675m²、期間は約10年間です。

19件目は、寺方字居子田の田2筆、曾根合字車地蔵の田1筆、字前田の田8筆、字振子下の田2筆、字後ノ町の田1筆、字沼の田1筆、合計15筆、10, 718m²、期間は約10年間です。

20件目は、木戸字二十六割の田7筆、9, 956m²、期間は約

10年間です。

21件目は、木戸字二十六割の田5筆、4, 222m²、期間は約10年間です。

22件目は、木戸字十二割の田2筆、字二十六割の田6筆、合計8筆、7, 143m²、期間は約10年間です。

23件目は、栗山字沢田の田3筆、字籠作の田1筆、鳥喰下字後田の田2筆、合計6筆、16, 377m²、期間は約10年間です。

24件目は、谷台字東耕地の田2筆、988m²、期間は約10年間です。

25件目は、牛熊字東耕地の田14筆、8, 135m²、期間は約10年間です。

26件目は、牛熊字東耕地の田1筆、1, 999m²、期間は約10年間です。

27件目は、谷中字後田の田1筆、字新巻の田1筆、字高田の田1筆、合計3筆、3, 945m²、期間は約10年間です。

28件目は、谷中字宮田の田1筆、2, 803m²、期間は約10年間です。

29件目は、宮川字道正の田1筆、谷中字長谷の田1筆、字迎前の田3筆、字廣町の田5筆、字宮田の田2筆、字高田の田1筆、合計13筆、14, 285m²、期間は、約10年間です。

30件目は、谷中字長谷の田1筆、字後田の田1筆、字新巻の田1筆、字平柄田の田1筆、合計4筆、4, 663m²、期間は、約10年間です。

31件目は、谷中字横田の田1筆、字大道の田1筆、字後田の田1筆、字新巻の田1筆、字平柄田の田2筆、字道満の田2筆、字道明の田1筆、字廣町の田1筆、字高田の田2筆、合計12筆、14, 853m²、期間は約10年間です。

32件目は、谷中字新五田の田1筆、2, 152m²、期間は約10年間です。

33件目は、谷中字新五田の田2筆、字後田の田2筆、字道満の田1筆、字高田の田1筆、合計6筆、9, 603m²、期間は約10年間です。

34件目は、谷中字堀之内の田1筆、字高田の田3筆、合計4筆、3, 383m²、期間は約10年間です。

35件目は、谷中字堀之内の田1筆、2, 370m²、期間は約10年間です。

36件目は、谷中字堀之内の田2筆、字高田の田1筆、合計3筆4, 091m²、期間は、約10年間です。

なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第3号の朗読並びに説明が終りました。

はじめに、新規設定の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、新規設定の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって新規設定の案件については、原案のとおり決定しました。

次に再設定の案件ですが、資料記載のとおり向後隆輝委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、向後隆輝委員への質疑を禁止いたします。

それでは、本案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、本案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり決定いたしました。

向後隆輝委員への発言禁止を解きます。

続いて中間管理機構設定の案件についてですが、件数が非常に多いために耕作者ごとに審議を行いたいと思います。

はじめに、1件目から7件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目から7件目の案件についての質疑を許します。

基本的に、県審査が終っている部分でございますので、特にこの中で疑義のあるものを質疑お願いしたいと思います。

質疑ありませんので質疑を終了して1件目から7件目までの採決を行いたいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目から7件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、8件目から10件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、8件目から10件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって8件目から10件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、11件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、11件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって11件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、12件目から13件目については、資料記載のとおり、伊

藤直樹委員に直接関係があります。先程同様、議事参与の制限に該当しますので、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員への質疑を禁止いたします。

それでは、12件目から13件目までの案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、12件目から13件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって12件目から13件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

伊藤直樹委員への発言禁止を解きます。

続いて、14件目から19件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、14件目から19件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって14件目から19件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、20件目から22件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、20件目から22件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって20件目から22件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、23件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、23件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めてます。

(挙手全員)

全員賛成、よって23件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、24件目から26件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、24件目から26件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めてます。

(挙手全員)

全員賛成、よって24件目から26件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、27件目から36件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、27件目から36件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めてます。

(挙手全員)

全員賛成、よって27件目から36件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5 議案第4号 令和6年度第1回農用地利用集積等促進計画（案）の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和6年度第1回農用地利用集積促進計画（案）の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律19条第2項の規定により

令和6年度第1回農用地利用集積計画（案）が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年5月8日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構事業の推進に関する法律に基づくもので、同法18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。

農地中間管理管理事業の農地の貸し借りを簡単に申しますと、利用権設定の制度の下で、千葉県中間管理機構の指定を受けている、千葉県園芸協会が、地権者から農地を借受け、その農地を、借受け希望者に貸し付けることを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画となります。

今回、千葉県園芸協会から受け手へ貸し付けていた、農地の一部が、新たな受け手へ変更となつたため、賃借権の移転をするものです。

貸し付ける農地は、原方字和宗内の田1筆、5, 294m²で、設定期間は、既設定期間と同じ令和14年10月31日までとなります。

借受け人が変更となつても、今後の農地利用に影響があるとは考えにくいと思われます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第4号の朗読並び説明が終りました。

これより議案第4号について、質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第4号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって議案第4号については、原案のとおり決定しました。

続いて、日程第6 議案第5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について本会の議決を求める。

令和6年5月8日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

農業委員会の事務事業については、農業委員会等に関する法律に基づき、公表を行うこととなっており、定められた様式に記載したものを作成してまとめています。

なお、公表は、町のホームページで行うこととしています。
次のページをご覧ください。

昨年度の最適化活動の実績公表（案）になります。「I 農業委員会の状況」は、統計データなどから引用し記載しています。

次のページをご覧ください。

「II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標」ですが、「(1) 農地の集積②目標」に記載されているように認定農業者や集落営農などの担い手に対する目標集積面積は518.5haでしたが「③実績」の表にありますように、集積実績は51.1haと目標に届きませんでした。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」では、「②目標」は緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことが解消目標面積を7.2haと設定したところ、「③実績」で1.3haの解消となっております。

続きまして「(3) 新規参入の促進」ですが、「①現状及び課題」で直近三ヶ年度は、経営体の参入実績がありませんでしたが、令和5年度は、1経営体が町外から参入し0.2haの営農を始めました。

「農業委員会の点検結果」としては、農業後継者がいないことが多く農業従事者が高齢化するとそのまま廃業すると思われます。機械購入等の設備投資が必要な業種のため、異業種からの参入が

難しいことを指摘しておきました。

「2 最適化活動の活動目標」は、1の成果目標達成に向けどのような活動を行ったかについて目標と実績が記載されています。

「(2) 活動強化月間の設定」は、9月から11月に遊休農地の解消、12月から1月に農地の集積を推進すべく取り組むこととして2回の強化月間を設定し、目標どおり実行しております。

「3 新規参入相談会への参加」ですが、令和5年度は町産業まつり時に「新規就農相談会」として1~2名の参加者を見込んだところ、実績としては、就農相談ではなく遊休農地の活用について1件相談があったところです。そのため、目標達成状況としては「目標に對して期待を下回る結果」となっております。

最後に、「III 事務の実施状況」ですが、定例総会の開催状況や農地法第3条、第4条及び第5条の処理件数について記載されています。違反転用については新規発生はなかったものの、令和3年度以前のものが解消に至っておりません。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終りましたので、本案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して議案第5号について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第5号については、原案のとおり決定しました。

続いて、日程第7 議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について本会の議決を求める。

令和6年5月8日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

「I 農業委員会の状況」は、統計データなどから引用し記載しています。

次のページをご覧ください。

「II 最適化活動の目標」で、まずは「1 最適化活動の成果目標」について、3つの項目を設定しています。

「(1) 農地の集積」は2つ目の表「②目標」に記載のとおり、目標年度である令和6年度末の集積率を50.2%、これに向け新規の集積目標面積を564.1ha、今年度末での集積面積を1,591.3ha、集積率50.2%と設定しました。

「(2) 遊休農地の解消」は、「②目標」に記載のとおり緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことで、解消目標面積を昨年度と同じく、7.2haと設定しました。

「(3) 新規参入の促進」は、公表可能な新規参入者への貸付面積を昨年度と同じく5.3haと設定しました。

続いて「2 最適化活動の活動目標」は、1の成果目標達成に向けどのような活動を行うかについて目標を設定しています。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1か月の間に5日と設定しています。

「(2) 活動強化月間の設定目標」は、9月から11月に遊休農地の解消、12月から1月に農地の集積を推進すべく取り組むことを目標として設定しています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、昨年度同様に町産業まつりでの就農相談コーナーを開設し、1~2名程度の参加を目標としたいと思います。

委員の皆さんと共に、取り組みを進めて参りたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

議 長

議案第6号の朗読並びに説明が終りましたので、本案件についての質疑を許します。意見、要望がありましたらお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して議案第6号について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

事務局

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第5号については、原案のとおり決定しました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年5月第2回農業委員会定例総会を閉会します。